

# 財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査を、愛西市監査基準に準拠して実施し、その概要及び結果は次のとおりである。

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象及び実施日

#### (1) 補助金交付団体

団体名（所管課）	監査対象補助金	実施日
特定非営利活動法人 愛西児童老人ふれあい館 （健康子ども部子育て支援課）	①愛西市児童クラブ事業等運営費補助金	令和4年11月9日
社会福祉法人 西川端保育園 （健康子ども部子育て支援課）	①愛西市保育対策総合支援事業費補助金 ②愛西市民間教育・保育施設運営費補助金	令和4年11月9日
佐屋町土地改良区 （産業建設部土木課）	①土地改良施設適正化事業に係る排水施設整備事業補助金 ②愛西市用排水施設等整備事業補助金 ③愛西市土地改良区単独事業費補助金	令和4年11月10日
立田村土地改良区 （産業建設部土木課）	①愛西市土地改良事業費補助金 ②土地改良施設適正化事業に係る排水施設整備事業補助金 ③愛西市用排水施設等整備事業補助金 ④愛西市土地改良区単独事業費補助金	令和4年11月10日
愛西市スポーツ協会 （スポーツ課）	①愛西市スポーツ協会補助金	令和4年11月10日

#### (2) 公の施設の指定管理者

対象施設（所管課）	団体名	実施日
勝幡児童館 （健康子ども部子育て支援課）	社会福祉法人 さくら会	令和4年11月2日
佐織総合福祉センター （保険福祉部高齢福祉課）	ホームックス株式会社 名古屋支店	令和4年11月2日
スポーツ施設「親水公園 総合体育館始め9施設」 （教育部スポーツ課）	株式会社 技研サービス	令和4年11月24日

## 2 監査の着眼点

監査対象の財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

(1) 補助金交付団体

ア 所管課関係

- ・ 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- ・ 補助金等交付要綱は整備されているか。
- ・ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められているか。
- ・ 補助対象経費が明確になっているか。
- ・ 補助金等の効果、条件履行の確認は実績報告書等により行われているか。

イ 団体関係

- ・ 補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- ・ 補助事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
- ・ 補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 補助金等の収支等会計経理は適正に行われているか。
- ・ 出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- ・ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ・ 実績報告は適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 所管課関係

- ・ 団体指定までの一連の指定手続きは、法令等に基づき適正・公正に行われているか。
- ・ 協定書には協定で定めるべき事項が明確になっているか。
- ・ 管理義務に係る経費の算定や出納関連の事務が適正に行われているか。

イ 指定管理者関係

- ・ 施設管理にあたって関係法令の遵守と協定等に基づく義務の履行が適切に行われているか。
- ・ 施設の管理に係る収支会計等の経理事務が適正になされているか。
- ・ 利用促進のための努力がなされているか。
- ・ 安全、環境等に配慮がなされているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和4年11月2日から令和4年11月24日まで

(2) 対象とした範囲

ア 補助金交付団体

補助金交付団体の事務執行状況のうち、令和3年度の監査対象補助金に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の補助金交付事務を対象とした。

イ 公の施設の指定管理者

指定管理者の事務執行状況のうち、令和3年度の監査対象施設の管理

に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指定管理施設に係る一連の事務を対象とした。

### (3) 実施方法

愛西市監査基準に基づき、財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施するため、関係諸帳簿等の資料の提出を求め、説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

### 1 結果

「第1 監査の概要」のとおり監査した限りにおいて、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが概ね認められるものの、一部で改善等を要する事項が見受けられた。

それらについては、改善等を要する事項を次の区分に分類し、各補助金交付団体及び各公の施設の指定管理者の結果で述べる。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については記載を省略する。

- (1) 指摘事項：是正又は改善を要すると認められるもの。
- (2) 検討事項：是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの。
- (3) 勧告：(1)、(2)のうち、特に措置を講ずる必要がある事項について、地方自治法第199条第11項の規定に基づき勧告するもの。

## 2 補助金交付団体

### (1) 愛西児童老人ふれあい館

#### ア 補助金名称等

- ① 愛西市児童クラブ事業等運営費補助金 10,362,200円

#### □ 補助金等の概要

児童福祉法に基づき、児童クラブ事業を行う市内の民間事業者に対し、児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全育成を支援するための経費について補助を行う。

#### イ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）  
概ね適正に執行されていると認められた。

- ・ 団体

【検討事項】事務手続きが一部なされていないもの

職員給与の支給に関する規程において、実際に職員の時給単価等の変更等を理事会で承認し、承認された金額により給与等を支払っているが、一部で規程内容の変更がなされていないものがあった。この規程は、労働基準法上の就業規則で定めなくてはならない必要事項であり、労働者にも周知ができるよう適宜、附則の追加を行うなど、事務手続きに滞りが無いよう努められたい。

## (2) 西川端保育園

### ア 補助金名称等

- ① 愛西市保育対策総合支援事業費補助金  
(保育補助者雇上強化事業) 4,666,000円

□ 補助金等の概要

保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずること、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うための経費について補助を行う。

- ② 愛西市民間教育・保育施設運営費補助金  
(運営費補助費) 789,000円  
(障害児保育対策費) 600,000円  
計 1,389,000円

□ 補助金等の概要

民間教育・保育施設に勤務する職員の処遇向上及び保育内容の充実を図るために要する経費並びに障害児保育の推進のため保育士又は幼稚園教諭の加配に要する人件費について補助を行う。

### イ 結果

- ・ 所管課 (子育て支援課)  
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体  
概ね適正に執行されていると認められた。

## (3) 佐屋町土地改良区

### ア 補助金名称等

- ① 土地改良施設適正化事業に係る排水施設整備事業補助金  
18,578,657円

□ 補助金等の概要

土地改良施設維持管理適正化事業に係る土地改良区施設を整備していくために土地改良区が施行する事業に要する経費 (事業費、事務費及び特別拠出金) の補助を行う。

- ② 愛西市用排水施設等整備事業補助金
- |          |            |             |
|----------|------------|-------------|
| 単独土地改良事業 | 日置地区       | 976,800円    |
| 〃        | 日置(2)・東保地区 | 4,911,355円  |
| 〃        | 西条・大井地区    | 3,089,530円  |
| 〃        | 柚木地区       | 1,805,800円  |
| 緊急農地防災事業 | 本部田茨塚地区    | 5,957,000円  |
|          | 計          | 16,740,485円 |

□ 補助金等の概要

愛西市用排水施設等整備事業等の促進を図るため、管内土地改良

区等が工区内で施工する事業（愛知県土地改良事業等補助金交付要綱に掲げる事業とする。）で、事業費から国・県の補助金額及び地元分担金額を引いた額の補助を行う。

③ 愛西市土地改良区単独事業費補助金 5,099,400円

□ 補助金等の概要

市内土地改良事業の円滑な運営を目的として、佐屋町・立田村・八開村・佐織町土地改良区が行う単独事業（愛西市用排水施設等整備事業補助金交付要綱及び愛西市土地改良事業費補助金交付要綱で補助金交付申請できるものは除く。）及び排水路等の維持管理事業費の一部を助成する。

イ 結果

・ 所管課（土木課）

概ね適正に執行されていると認められた。

・ 団体

【検討事項】文書等の保管方法に問題があるもの

入札を伴わない工事等の随意契約における書類の保存方法で、見積書を封かんしていた封筒の添付がないものがあった。見積書が封筒に封印、封かんされていた証拠であることに留意し見積書と一緒に保存するよう適正な事務の執行に努められたい。

(4) 立田村土地改良区

ア 補助金名称等

① 愛西市土地改良事業費補助金 29,133,817円

□ 補助金等の概要

市内土地改良事業の円滑な運営を目的として、佐屋町・立田村・八開村・佐織町土地改良区が行う事業資金の人件費、土地改良事業に伴う起債償還金の利子を助成する。

② 土地改良施設適正化事業に係る排水施設整備事業補助金

5,851,600円

□ 補助金等の概要

土地改良施設維持管理適正化事業に係る土地改良区施設を整備していくために土地改良区が施行する事業に要する経費（事業費、事務費及び特別拠出金）の補助を行う。

③ 愛西市用排水施設等整備事業補助金

単独土地改良事業 福原地区 1,421,000円

〃 枝郷・新右エ門新田・四会地区 5,864,135円

〃 森川地区 1,208,990円

計 8,494,125円

□ 補助金等の概要

愛西市用排水施設等整備事業等の促進を図るため、管内土地改良区等が工区内で施工する事業（愛知県土地改良事業等補助金交付要綱に掲げる事業とする。）で、事業費から国・県の補助金額及び地元分担金額を引いた額の補助を行う。

④ 愛西市土地改良区単独事業費補助金 6,638,400円

□ 補助金等の概要

市内土地改良事業の円滑な運営を目的として、佐屋町・立田村・八開村・佐織町土地改良区が行う単独事業（愛西市用排水施設等整備事業補助金交付要綱及び愛西市土地改良事業費補助金交付要綱で補助金交付申請できるものは除く。）及び排水路等の維持管理事業費の一部を助成する。

イ 結果

- ・ 所管課（土木課）  
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体  
概ね適正に執行されていると認められた。

(5) 愛西市スポーツ協会

ア 補助金名称等

① 愛西市スポーツ協会補助金 13,564,000円

□ 補助金等の概要

市における体育・スポーツ団体を統括し、アマチュアスポーツの普及振興と市民のスポーツの関心を高めるために必要な事業を行い、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする愛西市スポーツ協会の活動に対する経費の補助を行う。

イ 結果

- ・ 所管課（スポーツ課）  
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体  
概ね適正に執行されていると認められた。

3 公の施設の指定管理者

(1) 勝幡児童館

ア 指定管理料の金額

22,852,800円

イ 事業の概要

勝幡児童館は児童の健康を増進し、その情操を豊かにし、もって児童

の健全な育成を図ることを目的として設置された施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、社会福祉法人さくら会が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする包括協定を令和2年9月28日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 児童館の保守・維持管理業務
- ・ 児童館の利用の許可に関する業務
- ・ 児童クラブに関する業務
- ・ 各行事、イベントに関する業務
- ・ その他の業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

ウ 経理の状況（令和3年4月1日から令和4年3月31日）

・ 収入決算額	22,909,335円
内 指定管理料	22,852,800円
・ 支出決算額	22,909,335円
・ 収支差引額	0円

エ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）

**【検討事項】 報告内容の把握が不十分であったもの**

愛西市公契約に関する指針における「労働者の適切な労働環境の確立」に向け、労働関係法令の遵守状況及び賃金単価を報告させ、適正な労働環境の整備の徹底を図るため、協定書に「労働環境の確認に関する特約条項（指定管理者用）」を添付して必要な事項を定めている。

具体的な取り組みとして、公募で決定した指定管理者のうち年間協定見込額が200万円を超えるものは、労働環境報告書と賃金単価報告書を作成し、提出することになっている。

なお、指定管理者に加え再委託先も要件に当たれば報告するよう求められており、労働環境報告書は指定管理者が取りまとめて、賃金単価報告書はそれぞれが提出する形となっている。

しかし、提出先となっている財政課では、指定管理者分の報告書しか確認できず、所管課においても再委託先の報告書まで提出するという認識がなく、提出の要否や、提出の有無の把握ができていなかったものである。

今後は、所管課として協定書等の適正な義務の履行のため、再委託事業者を十分把握するとともに当該報告書の提出要件等を確認できる体制を整えるなど、指定管理者に対し適宜必要な助言・指導をされるよう努められたい。

- ・ 指定管理者

概ね適正に執行されていると認められた。

## (2) 佐織総合福祉センター

### ア 指定管理料の金額

39,375,000円

### イ 事業の概要

佐織総合福祉センターは、市の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの為の便宜を総合的に供与し、もって高齢者の心身の健康の増進を図るための施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、ホームックス株式会社 名古屋支店が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする包括協定を令和2年4月1日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 佐織総合福祉センターの管理運営に関する業務
- ・ 施設の利用の許可及び取り消し等に関する業務
- ・ 施設の維持管理に関する業務
- ・ その他、施設の管理運営に必要と認められる業務

### ウ 経理の状況（令和3年4月1日から令和4年3月31日）

- |         |             |
|---------|-------------|
| ・ 収入決算額 | 39,386,170円 |
| 内 指定管理料 | 39,375,000円 |
| ・ 支出決算額 | 39,217,218円 |
| ・ 収支差引額 | 168,952円    |

### エ 結果

- ・ 所管課（高齢福祉課）  
【検討事項】報告内容の把握が不十分であったもの  
前段で述べた勝幡児童館の監査結果と同一内容とする。
- ・ 指定管理者  
概ね適正に執行されていると認められた。

## (3) スポーツ施設

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ・ 愛西市親水公園総合体育館  | ・ 愛西市親水公園総合運動場 |
| ・ 愛西市立田体育館      | ・ 愛西市立田総合運動場   |
| ・ 愛西市佐織体育館      | ・ 愛西市八開運動場     |
| ・ 愛西市佐屋総合運動場    | ・ 愛西市佐織総合運動場   |
| ・ 愛西市佐屋スポーツセンター |                |

### ア 指定管理料の金額

152,610,000円

### イ 事業の概要

上記愛西市親水公園総合体育館始め9施設のスポーツ施設は、市民の体育の向上及び普及を目的として設置された施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指

定管理者制度を導入し、株式会社技研サービスが指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする包括協定を令和2年11月27日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ スポーツ施設等の運営、管理に関すること
- ・ スポーツ施設等の自主事業の企画立案、遂行に関すること
- ・ 小中学校18校体育施設開放業務に関すること
- ・ 学校プール開放業務に関すること

ウ 経理の状況（令和3年4月1日から令和4年3月31日）

・ 収入決算額	196,067,532円
内 指定管理料	152,610,000円
・ 支出決算額	195,751,290円
・ 収支差引額	316,242円

エ 結果

- ・ 所管課（スポーツ課）  
【検討事項】報告内容の把握が不十分であったもの  
前段で述べた勝幡児童館の監査結果と同一の内容とする。
- ・ 指定管理者  
概ね適正に執行されていると認められた。